

手続きを忘れずに

転出・転入・転居届

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは、市民課(市役所1階・☎20・1525)、市民課赤坂分室(中央公民館内・☎26・3327)、下総支所住民課(☎96・1115)、または大栄支所住民課(☎73・8066)で手続きをしてください。

届け出は、原則として本人または同一世帯の人(本人確認をさせていただきます)が行いますが、代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の新・旧住所、世帯主名、氏名、生年月日、異動日を確認し届け出てください。

転出するとき(転出届)

成田市からほかの市区町村へ移るときは、転出証明書を発行します。



まず市民課で手続きを

引っ越しの手続きをチェック

項目	内容	問い合わせ先
水道	ニュータウン地区(県営水道) 県水お客様センターに連絡。転出・転居時は精算が必要	県水お客様センター ☎0570-001245
	下総・大栄地区(市営簡易水道) 市水道部または第一環境(株)に連絡。転出・転居時は精算が必要	市水道部 ☎22-0269 第一環境(株) ☎043-481-3138
	上記以外の地区(市営水道) 市水道部または(株)ジェネッツに連絡。転出・転居時は精算が必要	市水道部 ☎22-0269 (株)ジェネッツ ☎22-8881
下水道	下水道課または(株)ジェネッツへ連絡。転出・転居時は精算が必要	下水道課 ☎20-1553 (株)ジェネッツ ☎22-8881
し尿のくみ取り	最後のくみ取りになる場合は早めに連絡を	環境衛生課 ☎20-1531 下総・大栄地区の人は香取広域市町村圏事務組合 ☎0478-78-1182
原動機付自転車	転出…ナンバー、標識交付証明書を持って市役所・支所税務課で廃車 転入…廃車証明書を持って市役所・支所税務課で登録 転居…手続きの必要なし	税務課(市役所2階) ☎20-1513
公立小中学校	転出・転居…手続き後、学務課(支所は住民課)へ 転入…市民課で手続き後、前住所地の在学証明書などを持って学務課(支所は住民課)へ	学務課(市役所5階) ☎20-1581
保育園・児童ホーム	児童家庭課(支所は福祉課)へ	児童家庭課(市役所議会棟1階) ☎20-1538

す。新住所へ移る前に手続きをしてください。

○必要なもの：国民健康保険証・高齢受給者証・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)

転入したとき(転入届)

成田市の新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：前住所地の市区町村が発行した転出証明書、年金手帳(加入している人)

市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：国民健康保険証・

高齢受給者証・年金手帳・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき(世帯主変更届)

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：加入世帯員全員の国民健康保険証・高齢受給者証(加入している人)

保険・年金など

国民健康保険や国民年金の加入者、老人医療の受給者は、転出・転入などの届け出をした後に、

保険年金課(市役所1階・☎20・1526)または支所住民課で手続きをしてください。

また、介護保険の加入者は、介護保険課(市役所1階・☎20・1545)または下総支所福祉課(☎96・1114)・大栄支所福祉課(☎73・8065)で手続きをしてください。

ほかにも手続きが

これらの手続きや左表の届け出以外にも、さまざまな手続きが必ずあります。届け忘れがないか、もう一度確認してみましょう。
※くわしくは各担当課へ。